

(工学部内規程第49号)

鳥取大学大学院工学研究科博士学位審査規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 鳥取大学大学院工学研究科(以下「研究科」という。)の博士の学位審査の取扱いについては、鳥取大学大学院学則(平成16年鳥取大学規則第56号)及び鳥取大学学位規則(昭和35年鳥取大学規則第3号。以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「課程博士」とは、学位規則第3条第3号の規定に基づき授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、同条第4号の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

第2章 課程博士

(予備審査)

第3条 博士の学位を得ようとする者は、学位の申請に先立ち、予備審査を経なければならない。

(予備審査の申請資格)

第4条 予備審査を申請することができる者は、研究科博士後期課程に在学中の者で、所定の単位を修得した者又は修得する見込みの者で、かつ、必要な研究指導を受け、主論文として、権威のある学術雑誌等に在学中に発表した学術論文(原則として論文集論文に限る。)を1編以上を有する者若しくは投稿中で学位申請期限までに掲載、又は掲載決定となる可能性が高い者とする。

(予備審査の申請書類等)

第5条 予備審査を申請する者(以下「予備審査申請者」という。)は、主指導教員の承認を得て、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| 一 予備審査申請書 (所定の様式) | 1部 |
| 二 学位論文の草稿 (A4判横書きとし、和文又は英文とする) | 3部 |
| 三 学位論文の概要及び要旨 (所定の様式) | 3部 |
| 四 論文目録(主論文、学術講演、参考論文) (所定の様式) | 3部 |
| 五 履歴書 (所定の様式) | 1部 |

(予備審査の申請時期)

第6条 予備審査の申請時期は、原則として5月及び11月とする。

(予備審査の付託)

第7条 研究科長は、予備審査の申請があったときは、該当する専攻長に通知するとともに、研究科委員会の議により予備審査委員会を組織し、予備審査を付託するものとする。

(予備審査委員会)

第8条 予備審査委員会は、予備審査申請者ごとに、次に掲げる委員で構成するものとする。

一 博士後期課程研究指導教授，博士後期課程研究指導補助教授，博士後期課程研究指導准教授，博士後期課程研究指導補助准教授のうちから，主指導教員，副指導教員を含め3人以上とする。

二 前号のほか，必要があるときは，当該研究科以外の教員等から1人に限り委員に加えることができる。

2 前項の予備審査委員は，該当する専攻長からの予備審査委員候補者の推薦に基づき，研究科委員会の議により決定するものとする。この場合において，前項第2号の規定により委員を推薦するときは，当該予備審査委員候補者の研究歴を含む略歴書を添えるものとする。

3 予備審査委員会に委員長を置き，第1項第1号の委員のうちから互選により選出する。

4 予備審査委員会は，予備審査を付託された日から原則として4週間以内に審査を完了し，委員長はその結果を速やかに研究科長に報告するものとする。

(予備審査の結果の通知)

第9条 研究科長は，前条第4項の結果を予備審査結果通知書（所定の様式）により，予備審査申請者に通知するとともに，研究科委員会に報告するものとする。

(学位の申請)

第10条 予備審査の結果，申請を認められた予備審査申請者は，学位の申請を行うものとする。

2 予備審査の結果，学位の申請に値すると認められなかった予備審査申請者は，論文内容を改善の上，改めて予備審査の申請を行うことができる。

(学位の申請書類等)

第11条 学位を申請する者（以下「申請者」という。）は，主指導教員の承認を得て，次に掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

- | | |
|----------------------------|----|
| 一 学位申請書（所定の様式） | 1部 |
| 二 学位論文（A4判横書きとし，和文又は英文とする） | 5部 |
| 三 学位論文の概要及び要旨（所定の様式） | 5部 |

四 論文目録（主論文，学術講演，参考論文）（所定の様式） 5部
（学位の申請時期）

第12条 学位の申請時期は，原則として1月及び7月とする。

（審査の付託）

第13条 研究科長は，第10条の学位の申請があったときは，研究科委員会に審査を付託するものとする。

（審査委員会）

第14条 研究科委員会は，前条により審査を付託されたときは，申請者ごとに次に掲げる委員で構成する審査委員会を組織するものとする。

一 博士後期課程研究指導教授，博士後期課程研究指導補助教授，博士後期課程研究指導准教授，博士後期課程研究指導補助准教授のうちから，主指導教員を含め3人以上とする。

二 前号のほか，必要があるときは，当該研究科以外の教員等から1人に限り委員に加えることができる。

2 前項の審査委員は，該当する専攻長からの審査委員候補者の推薦に基づき，研究科委員会により決定するものとする。この場合において，前項第2号の規定により委員を推薦するときは，当該審査委員候補者の研究歴を含む略歴書を添えるものとする。

3 審査委員会の総括を行うため，委員長を置き，第1項第1号の委員のうちから互選により選出する。

（学位論文の公聴会）

第15条 審査委員会は，論文審査の過程において学位論文の公聴会を開催するものとする。

2 委員長は，学位論文の公聴会の開催日程等を，原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに，公示するものとする。

（学位論文審査等の実施）

第16条 審査委員会は，論文審査及び最終試験を行う。

2 委員長は，最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知するものとする。

3 最終試験は，論文の内容を中心として，これに関連のある科目について口答又は筆答により行う。

（論文審査結果等の審議）

第17条 審査委員会は，論文審査の結果及び最終試験の結果に基づき，学位授与に値するか否かを審議し，判定する。

2 前項の判定は，審査委員の3分の2以上の同意を要する。

3 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格又は不合格とする。

(論文審査結果の報告)

第18条 審査委員会は、審査結果を、審査を付託された日から原則として4週間以内に次に掲げる文書により、研究科委員会に報告しなければならない。

一 論文審査結果の要旨 (所定の様式)

二 論文審査の結果及び最終試験の結果 (所定の様式)

(学位授与の審議・議決)

第19条 研究科委員会は、審査委員会委員長による審査結果の報告に基づき、申請者に対する学位授与の可否を審議し、議決する。

2 前項の議決は、研究科委員会の構成員(海外渡航中の者及び長期療養者を除く。)の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(学位授与の報告等)

第20条 研究科長は、前条第1項の規定により、学位授与を決定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

2 研究科長は、前条第1項の規定により、学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知しなければならない。

(特例措置)

第21条 研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で、所定の申請期限までに学位申請のできなかった者が学位論文を提出したのち退学し、論文審査に合格した場合、その者については、学位規則第3条第3号の該当者として取り扱う。

2 学位論文は、退学する日の属する月に、次に掲げる書類等を添付し、提出するものとする。

一 学位申請書 (所定の様式) 1部

二 学位論文 (A4判横書きとし、和文又は英文とする) 5部

三 学位論文の概要及び要旨 (所定の様式) 5部

四 論文目録(主論文、学術講演、参考論文) (所定の様式) 5部

五 履歴書 (所定の様式) 1部

六 最終学歴の卒業又は修了証明書 1部

3 第1項に定める学位論文の審査は、受理後1年以内に終了するものとする。

第3章 論文博士

(学位授与の申請資格)

第22条 学位規則第4条第1項の規定に基づき、博士の学位を申請することができる者(以下「論文博士申請者」という。)は、次の各号の一に該当する

者とする。

- 一 研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち退学した者
- 二 大学院博士前期課程又は修士課程の修了者で、4年以上の研究歴を有する者
- 三 大学の卒業生で、6年以上の研究歴を有する者
- 四 前各号に掲げる者以外のもので、10年以上の研究歴を有する者
(予備審査)

第23条 論文博士の学位を得ようとする者は、学位の申請に先立ち、論文等の予備審査を経なければならない。

(予備審査の申請書類等)

第24条 予備審査申請者は、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- 一 予備審査申請書 (所定の様式) 1部
- 二 学位論文の草稿 (A4判横書きとし、和文又は英文とする) 5部
- 三 学位論文の概要及び要旨 (所定の様式) 5部
- 四 論文目録(主論文、学術講演、参考論文) (所定の様式) 5部
- 五 履歴書 (所定の様式) 1部
- 六 最終学歴の卒業又は修了証明書 1部
- 七 研究歴証明書 (所定の様式) 1部

(第22条第2号、第3号及び第4号に該当する者のみとする)

(予備審査の申請時期)

第25条 予備審査の申請時期は、原則として5月及び11月とする。

(予備審査の付託)

第26条 研究科長は、予備審査の申請があったときは、研究科委員会の議により、予備審査申請者ごとに当該論文内容に関係の深い教育研究分野の博士後期課程研究指導教授又は博士後期課程研究指導准教授1人(以下「審査教授等」という。)を決定するとともに、予備審査委員会を組織し、予備審査を付託するものとする。

(予備審査委員会)

第27条 予備審査委員会は、予備審査申請者ごとに、次に掲げる委員で構成するものとする。

- 一 博士後期課程研究指導教授、博士後期課程研究指導補助教授、博士後期課程研究指導准教授、博士後期課程研究指導補助准教授のうちから、審査教授等を含め3人以上とする。

二 前号のほか、必要があるときは、当該研究科以外の教員等から1人に限り委員に加えることができる。

2 前項の予備審査委員は、審査教授等の所属する専攻の専攻長からの予備審査委員候補者の推薦に基づき、研究科委員会の議により決定するものとする。この場合において、前項第2号の規定により委員を推薦するときは、当該予備審査委員候補者の研究歴を含む略歴書を添えるものとする。

3 予備審査委員会に委員長を置き、審査教授等をもって充てる。

4 予備審査委員会は、予備審査を付託された日から原則として4週間以内に審査を完了し、委員長はその結果を速やかに研究科長に報告するものとする。
(予備審査の結果の通知)

第28条 研究科長は、前条第4項の結果を予備審査結果通知書(所定の様式)により、予備審査申請者に通知するとともに、研究科委員会に報告するものとする。

(学位の申請)

第29条 予備審査の結果、申請を認められた予備審査申請者は、論文博士の学位の申請を行うものとする。

(学位の申請書類等)

第30条 論文博士申請者は、審査教授等の承認を得て、次に掲げる書類等に、学位論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。ただし、第22条第1号に該当する者のうち、退学の日から1年以内に申請するものの学位論文審査手数料については、この限りでない。

- | | |
|-------------------------------|----|
| 一 学位申請書 (所定の様式) | 1部 |
| 二 学位論文 (A4判横書きとし、和文又は英文とする) | 5部 |
| 三 学位論文の概要及び要旨 (所定の様式) | 5部 |
| 四 論文目録 (主論文、学術講演、参考論文)(所定の様式) | 5部 |

(学位の申請時期)

第31条 論文博士の学位の申請時期は、原則として1月及び7月とする。
(審査の付託)

第32条 研究科長は、論文博士申請者から第29条の申請があったときは、研究科委員会の議に基づき審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第33条 研究科委員会は、前条により審査を付託されたときは、論文博士申請者ごとに次に掲げる委員で構成する審査委員会を組織する。

- 一 博士後期課程研究指導教授、博士後期課程研究指導補助教授、博士後期課程研究指導准教授、博士後期課程研究指導補助准教授のうちから、審査

教授等を含め5人とする。

二 必要があるときは、当該研究科以外の教員等から1人に限り委員に含めることができる。

2 前項の審査委員は、審査教授等の所属する専攻の専攻長からの審査委員候補者の推薦に基づき、研究科委員会の議により決定するものとする。この場合において、前項第2号の規定により委員を推薦するときは、当該審査委員候補者の研究歴を含む略歴書を添えるものとする。

3 審査委員会の総括を行うため、委員長を置き、審査委員（ただし、第1項第2号の委員を除く。）の互選により選出する。

（学位論文の公聴会）

第34条 審査委員会は、論文審査の過程において学位論文の公聴会を開催するものとする。

2 委員長は、学位論文の公聴会の開催日程等を、原則として開催日の1週間前までに論文博士申請者に通知するとともに、公示するものとする。

（学位論文審査等の実施）

第35条 審査委員会は、論文審査及び試問を行う。

2 委員長は、論文審査等の実施に関し必要な事項を論文博士申請者に通知するものとする。

3 試問は、研究科博士後期課程において所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することを確認するため口答又は筆答により行い、外国語については、1種類を課する。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科博士後期課程において3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち退学した者が、退学したときから3年以内に論文を提出したときは、試問を行わないことができる。

（論文審査結果等の審議）

第36条 審査委員会は、論文審査の結果及び試問の結果に基づき、学位授与に値するか否かを審議し、判定する。

2 前項の判定は、審査委員の3分の2以上の同意を要する。

3 論文審査及び試問の評価判定は、合格又は不合格とする。

（論文審査結果の報告）

第37条 審査委員会は、審査結果を、審査を付託された日から原則として4週間以内に次に掲げる文書により、研究科委員会に報告しなければならない。

一 論文審査結果の要旨（所定の様式）

二 論文審査の結果及び試問の結果（所定の様式）

(学位授与の審議・議決)

第38条 研究科委員会は、審査委員会委員長による審議結果の報告に基づき、論文博士申請者に対する学位授与の可否を審議し、議決する。

2 前項の議決は、第19条第2項に定めるところによる。

(学位授与の報告)

第39条 研究科長は、前条第1項の議決の結果を、速やかに学長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(様式1)

予 備 審 査 申 請 書

平成 年 月 日

鳥取大学大学院工学研究科長 殿

主指導教員 承認印	
--------------	--

申 請 者

平成 年度入学

鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程

専 攻

氏 名

印

鳥取大学大学院工学研究科博士学位審査規程第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて学位を申請いたします。

記

学 位 論 文 の 草 稿	3 部
学 位 論 文 の 概 要 及 び 要 旨	3 部
論 文 目 録	3 部
履 歴 書	1 部
最 終 学 校 の 卒 業 又 は 修 了 証 明 書	1 部

(様式2)

学位論文の概要及び要旨

氏 名 _____ 印

題 目 _____

学位論文の概要及び要旨

(様式3)

論文目録

氏名 _____ 印

学位論文
題目 _____

主論文

題目 _____

著者名 _____

学術雑誌名 _____

(巻, 号, 頁) (_____, _____, _____ ~ _____)

発行年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

題目 _____

著者名 _____

学術雑誌名 _____

(巻, 号, 頁) (_____, _____, _____ ~ _____)

発行年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

題目 _____

著者名 _____

学術雑誌名 _____

(巻, 号, 頁) (_____, _____, _____ ~ _____)

発行年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

参 考 論 文

題 目 _____

著 者 名 _____

学術雑誌名 _____

(卷, 号, 頁) (_____, _____, ~ _____)

発行年月日 _____ 年 月 日

題 目 _____

著 者 名 _____

学術雑誌名 _____

(卷, 号, 頁) (_____, _____, ~ _____)

発行年月日 _____ 年 月 日

題 目 _____

著 者 名 _____

学術雑誌名 _____

(卷, 号, 頁) (_____, _____, ~ _____)

発行年月日 _____ 年 月 日

題 目 _____

著 者 名 _____

学術雑誌名 _____

(卷, 号, 頁) (_____, _____, ~ _____)

発行年月日 _____ 年 月 日

題 目 _____

著 者 名 _____

学術雑誌名 _____

(卷, 号, 頁) (_____, _____, ~ _____)

発行年月日 _____ 年 月 日

(様式4)

履 歴 書

ふりがな 氏 名		男・女
生年月日	昭和 年 月 日	
本籍地	都・道・府・県	
現住所		
学 歴		
年 月 日	事 項	
職 歴		
年 月 日	事 項	
研 究 歴		
年 月 日	事 項	
賞 罰		
年 月 日	事 項	

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日
氏 名

印

(様式5)

予備審査結果通知書

専攻名 _____ 専攻

氏名 _____

論文題目 _____

上記の者は予備審査の結果，学位の申請に値すると認める。

平成 年 月 日

鳥取大学大学院工学研究科長

(様式6)

学 位 申 請 書

平成 年 月 日

鳥取大学大学院工学研究科長 殿

主指導教員 承認印	
--------------	--

申 請 者

平成 年度入学

鳥取大学大学院工学研究科博士後期課程

専 攻

氏 名

印

鳥取大学大学院工学研究科博士学位審査規程第11条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて学位を申請いたします。

記

学 位 論 文	5 部
学位論文の概要及び要旨	5 部
論 文 目 録	5 部

(様式7)

学位論文審査結果の要旨

氏名	
審査委員	委員長 _____ 印
	委員 _____ 印
	委員 _____ 印
	委員 _____ 印
	委員 _____ 印
論文題目	
審査結果の要旨	

(様式8)

学位論文審査の結果及び最終試験の結果

審査委員	委員長	_____	印
	委員	_____	印
	委員	_____	印
	委員	_____	印
	委員	_____	印

1. 学位論文申請者

氏名 _____

2. 論文題目 _____

3. 審査年月日

学位論文審査 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
最終試験 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
口答・筆答

4. 学位論文審査及び最終試験の結果

(1) 学位論文審査：合格・不合格 (2) 最終試験：合格・不合格

5. 学位授与の判定 合格・不合格

(様式9)

予 備 審 査 申 請 書

平成 年 月 日

鳥取大学大学院工学研究科長 殿

申 請 者

氏 名

印

鳥取大学大学院工学研究科博士学位審査規程第24条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて学位を申請いたします。

記

学 位 論 文 の 草 稿	5 部
学 位 論 文 の 概 要 及 び 要 旨	5 部
論 文 目 録	5 部
履 歴 書	1 部
最 終 学 校 の 卒 業 又 は 修 了 証 明 書	1 部
研 究 歴 証 明 書	1 部

(様式10)

研究歴証明書

氏名

昭和 年 月 日生

上記の者は、本 において下記のとおり研究に従事したことを証明する。

記

- 1 研究に従事した期間
- 2 研究に従事した期間の身分
- 3 研究指導者職氏名
- 4 主な研究事項

平成 年 月 日

(研究機関の長)

印

(様式 1 1)

学 位 申 請 書

平成 年 月 日

鳥取大学大学院工学研究科長 殿

担 当 教 授 承 認 印	
------------------	--

申 請 者

氏 名

印

鳥取大学大学院工学研究科博士学位審査規程第 3 0 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて学位を申請いたします。

記

学 位 論 文	7 部
学位論文の概要及び要旨	7 部
論 文 目 録	7 部

(様式12)

学位論文審査の結果及び試問の結果

審査委員	委員長	_____	印
	委員	_____	印
	委員	_____	印
	委員	_____	印
	委員	_____	印

1. 学位論文申請者

氏名 _____

2. 論文題目 _____

3. 審査年月日

学位論文審査 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

最終試験 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

口答・筆答

4. 学位論文審査及び最終試験の結果

(1) 学位論文審査：合格・不合格 (2) 最終試験：合格・不合格

5. 学位授与の判定 合格・不合格

博士後期課程研究指導准教授が博士学位審査委員長になった場合の
学位授与判定研究科委員会での取扱いについて

平成 2 1 年 7 月 2 7 日
平成 2 1 年度第 4 回研究科委員会制定

1. 博士学位審査委員長（課程博士，論文博士）になった准教授及び学位授与申請学生の主指導教員であった特任教員は，研究科委員会で審査状況を報告することができる。ただし，授与判定にかかる可否投票には参加しない。
2. この取扱いは，平成 2 3 年度以降の修了にかかる学位授与判定研究科委員会から適用する。